

## 業務報酬基準・工事監理ガイドライン講習会 Q&A

講習会の内容について

Q01 どんな内容の講習会か？

A01 設計・工事監理における標準的な業務内容及び業務量を定めるなど建築士の業務報酬の考え方を示した業務報酬基準が、平成21年6月4日に一部改正されました。あわせて、この業務報酬基準において工事監理の標準業務内容に示される確認対象工事に応じた合理的方法を例示した工事監理ガイドラインが平成21年9月1日に通知されました。適切な設計及び工事監理が実施され、それらの業務に見合った報酬が提示できるように、業務報酬基準の構成及び算定方法について解説し、工事監理ガイドラインの位置づけ及び内容について説明する講習です。

Q02 講師は誰なのか？

A02 都道府県の建築士会及び建築士事務所協会からご推薦をいただき、一般社団法人 新・建築士制度普及協会が実施した「講師講習会」を受講された方が講師となります。

Q03 参加資格はあるのか？

A03 どなたでも参加いただけますが、主に設計者・工事監理関係者向けの内容です。

Q04 今年、3月に新・建築士制度普及協会が主催した「建築士法講習会（業務報酬基準等）」との違いは？

A04 業務報酬基準及び工事監理ガイドラインの内容を解説するという点では変わりはありません。ただし、業務報酬基準の解説は、今年6月4日の改正内容を反映したものになっており、工事監理ガイドラインの解説は、9月1日に通知された内容に基づくものになっています。

Q05 講習に費用はかかりますか？

A05 当日配布するテキスト及び受講料は無料です。

Q06 講習会は、どこで受けてもよいのか？

A06 全国で開催しておりますので、ご希望の開催地でご受講ください。

申込方法について

Q1 説明会を受講するには申込が必要か、また、申込方法は？

A1 事前の申込が必要です。申込方法は、インターネットからの申込とFAXでの申込との2種類があります。FAXでのお申し込みの場合は、FAX用紙をインターネットからのダウンロードいただき、申込書にご記入の上FAXでお申し込み下さい。なお、FAX用紙をダウンロードできない場合は、講習会問合せ窓口（TEL:03-3513-7889）にFAX用紙を請求してください。

Q2 部署で複数の人間が申し込みをするときは？

A2 お手数ですが1名ずつの申し込みになります。インターネットの場合は申し込み画面から1名ずつ、FAXの場合は1枚の申込書に1名のみ記載して申し込んでください。

Q3 申し込みの締め切りは？

A3 定員に空きがある限り、インターネットでの申込みは講習会の3営業日前まで、FAXでの申込みは受講票を送付する手続きが間に合いませんので、講習会の4営業日前まで受付をしています。

#### 申込状況、受講票について

Q1 現在の空席状況はわかりますか？

A1 インターネット上で申し込みを受け付けている会場は、空席がある会場です。なお、現在の空席数をお伝えすることはできません。

Q2 受講票はどのように入手できるのですか？

A2 インターネット申込みの場合は、入力メールアドレス宛てにメールで受講票を返信いたします。印刷して、当日会場受付へご提示ください。

FAX申込みの場合は、申し込みをいただいてから3日程度で受講票をFAXにて送信しています。万一定員がいっぱいであったときは、その旨の連絡をFAXで同様に送信します。

Q3 申し込みをした日程を変更したいのですが？

A3 インターネット上で変更処理はできませんので、お手数ですが、改めて変更したい日程をお申し込みいただき、既に申し込んだ申込みの取り消しを電話でご一報ください。

#### 講習会当日について

Q1 当日の持参物は？

A1 受講票と筆記用具をご持参ください。また、講習会資料は、会場で当日配布します。

Q2 会場へは自動車で行けますか？

A2 当協会では、駐車場をご用意しておりません。公共の交通機関をご利用いただきますようお願い致します。

Q3 当日欠席したときはどうなりますか？

A3 お申し込みは失効します。

#### その他

Q1 講習会に出席できないが、資料だけもらえませんか？

A1 講習会で配布するテキストは、新・建築士制度普及協会のホームページ上に掲載していますのでダウンロードしてご利用ください(<http://www.icas.or.jp/download/index.html>)。また、テキストは(財)建築行政情報センターのホームページ上から、入手することもでき

ます(事務手数料及び送料負担)。詳しくは、(財)建築行政情報センター出版物のページをご覧ください([http://www2.icba.or.jp/products/list.php?category\\_id=7](http://www2.icba.or.jp/products/list.php?category_id=7))。

Q2 CPD 制度の対象になるのか？

A2 今回の講習会は、建築 CPD 情報提供制度 (事務局:(財)建築技術教育普及センター)と建築士会 CPD (事務局:(社)日本建築士会連合会)の対象になっております。

建築 CPD 情報提供制度として登録する場合は、講習会当日、主催者側で用意する「CPD 認定プログラム出席者名簿」にお名前を記入する必要があります。

建築士会 CPD として登録する場合は、講習会当日、主催者側で用意するバーコードをお持ち帰りください。

Q3 今後、同様の講習会を開催する予定はありますか？

A3 今年度中に当協会が主催する予定はありません。ただし、多くの方に今回の講習内容を知っていただくために、新・建築士制度普及協会のホームページ上にて、講習会と同様の映像配信を行っておりますので、こちらもご利用ください。

(Webinar による映像配信)

業務報酬基準について <http://www.webinar-1.jp/courses.php?c=66&s=14>

工事監理ガイドラインについて <http://www.webinar-1.jp/courses.php?c=67&s=14>